

静岡産業大学大学協議会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、静岡産業大学学則（平成5年12月21日施行。以下「学則」という。）

第39条の2（大学協議会）第2項の規定に基づき、大学協議会の協議事項、構成、会議等に関し、必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 この大学協議会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 大学の運営及び教育研究にかかわる重要事項に関すること
- (2) 学部間の連絡・調整に関すること
- (3) 学則及び大学諸規程に関すること
- (4) 入学試験及び広報に関すること
- (5) その他学長が大学協議会に付議することが適当と認める事項

(構 成)

第3条 この大学協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 理 事 長
- (2) 副理事長
- (3) 学 長
- (4) 副 学 長
- (5) 図書館長
- (6) 学長補佐
- (7) 学 部 長
- (8) 学生部長
- (9) 大学事務局長
- (10) 大学事務局次長
- (11) 法人事務局長

2 前項に規定する者のほか、学長は必要な者を大学協議会に出席させることができる。

(会 議)

第4条 この大学協議会は、原則として毎月開催するものとする。

2 前項の定例大学協議会のほか、学長が必要と認めたときは、随時に大学協議会を開催

することができる。

3 前2項の大学協議会は、学長が招集し、主宰する。

(庶務)

第5条 この大学協議会の庶務は、法人事務局総務課において処理する。

(補則)

第6条 この規程の改正は、大学協議会及び理事会の議決を経て行う。

2 この規程に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、学長が定める。

附則

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

2 学校法人第二静岡学園法人本部組織規程（平成6年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

第3条（分掌事務）第4項（企画課）に次の1号を加える。

(9) 静岡産業大学大学協議会の庶務に関すること。

附則

この規程の改正は、平成16年6月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程の改正は、平成28年10月1日から施行する。